



令和4年(行コ)第43号 公有地無償貸与取消請求事件
控訴人 佐倉邁 他2名
被控訴人(相手方) 三重県

控 訴 理 由

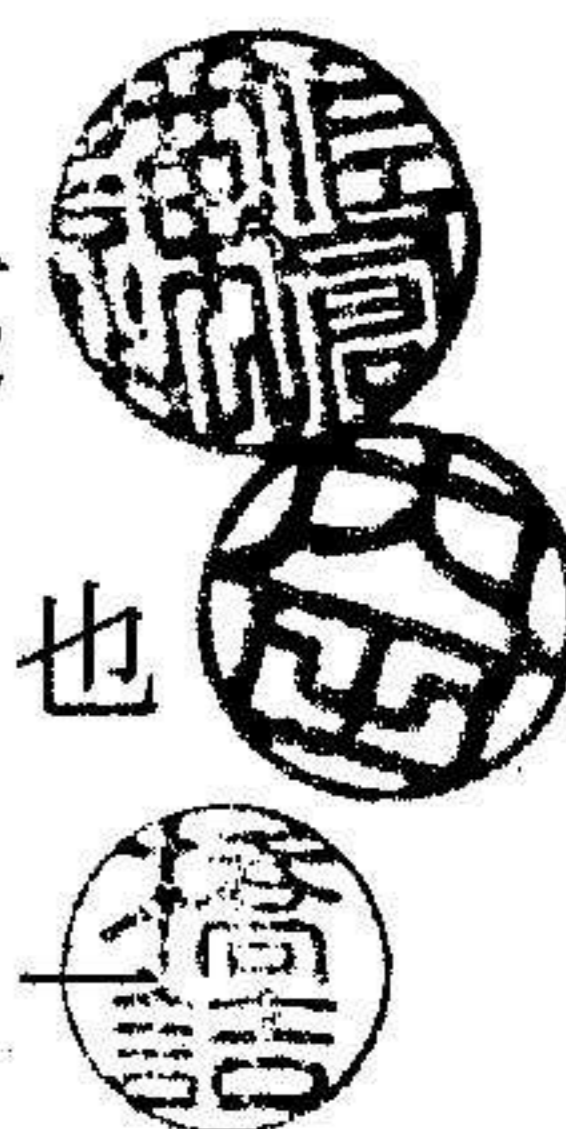
令和4年10月12日

名古屋高等裁判所民事第4部口係 御中

控 訴 人 代 表 佐 倉 邁

控 訴 人 内 田 信 也

控 訴 人 橋 詰 佳



被 控 訴 人 三 重 県

同代表者兼処分行政庁 三重県知事重県知事

一 見 勝 之

控訴人が原判決の取り消しを求める事由は、下記のとおりである。

記

1 本件事案の概要。

- ① 本件紛争の原因は原審訴状令和4年(行ウ)第3号、第1請求の趣旨に述べてある通り、県立都市公園鈴鹿青少年の森(以「公園」と略称する)を破壊し、サッカー場を建設する計画にあります。

2 原告らと被告との法律関係。

① 原告らは日本国憲法で定められておる主権者である。

主権とは「国民が国の政治を決定する権利を持つという原理」であり、日本国憲法の三原則は、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の基本原則に位置付けられており、日本国憲法第10章では憲法は最高法規と定め、憲法に違反する法律はすべて無効であると定めてある。

また、憲法第32条には、国民の裁判を受ける権利を保障しており、この権利は憲法第76条により独立を保障され、第81条により違憲立法審査権を有する裁判所にすべての争訴の最終的判断を委ね、国民の基本的人権の保障を全うするものである、と定めてある

② 被告ら公務員は

(1) 「国民全体への奉仕者であり、公共の利益のために勤務すべきこと」

(2) 「職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とする職務専念義務。

(3) 「憲法・法令を尊重し擁護する義務」法治主義
すべての判断決定は法律に基づいて行う。

等が決めてある。

(4) 知事は県民の選挙で代表者に選出し、一定の期間県民の権利の行使を付託されることで県民の間接的に政治参加を行い、民意を反映実現することを図るものである。

- 3 前記2の原告と被告の法律関係を見れば明らかであるのは、被告の政策決定はすべて法的根拠がなくてはならないものであり全体への奉仕者として公平公正に務め権限の行使は主権者の負託にこたえることが原則であります。
- 4 依って、原告は本件紛争の原因は訴状で述べてある通り、公園を破壊し1万人を超える老若男女の県民(国民)の権利・利益を奪い一営利業者のために5ヘクタールの広大な自然林を壊し、無償で貸与するサッカー場を建設する政策は、最も大きな被害を受ける公園利用者に諮らず、三重県議会にも諮らず、被告の強行したサッカー場建設は、公園利用者の権利と主権を侵害していることは明白であり、すなわち、憲法違反である被告のサッカー場建設許可(以下、「取消」と略称する)の取消を求める訴訟を令和4年2月14日津地方裁判所へ提起したのであります。
- 5 この原告の求める訴訟は、行政事件訴訟に分類され、訴訟受理の前提条件として原告らの訴訟資格を審査するため津地方裁判所民事部竹内浩史裁判長裁判官(以下、「裁判長」と言う)から令和4年2月25日付文書にて求釈明(①原告適格、②出訴期限)を求められたのであります。
- この求釈明書には、“裁判長として訴状を審査する”と明記しており、本件訴訟を受理するか否かを審査するものであります。
- 6 原告は、この裁判長の求釈明書に対する回答を令和4年3月11日付書面で回答したのであります。

この原告らの求釈明書に対する回答に対し、裁判長から異議あ

る回答はなく、本件訴訟の開示を通告する令和4年3月16日付け「命令」(甲第17号証)書をもって裁判長は原告らに令和4年5月19日午後1時30分公判開始の口頭弁論期日の通告、すなわち裁判開始を通告したことは、原告適格、出訴期日に問題なかったことで公判が開かれたことを証しているものであります。

7 被告は、原告の訴状に対する反論として令和4年4月28日付け「答弁書」を提出してきたが、この被告の答弁書は本件紛争の争点である被告がサッカー場を建設するために原告ら多くの公園利用者の人権・主権を侵害したと訴えている争点に対し、被告はサッカー場建設が原告らの権利を侵害していないことを立証すべきであるものをその立証にもならない、争点を外れたスポーツ振興、賑わいづくり等の的外れの答弁を行い、さらに争点を外した原告の適格、出訴期限について被告は答弁書に記述してあったのであるが、この被告の答弁書の争点外の記述に対して原告は反論するに値しないのであるが原告は原告の準備書面3ですでに裁判長の求釈明書に答えてあると回答している。

8 第一回公判において、裁判長から原告が被告への監査請求取り下げの理由を問われた際にも、被告へ原告適格、出訴期日については回答している旨答えておるが公判調書には記載されておらず、裁判長の被告に対し出訴期日に対し、答えていないという発言は事実と異なる。

更に第2回公判で裁判長が被告に何か？と意見を求めたが、ありませんと答えたのは、原告の被告への反論した第3準備書面への

反論がないといったことであり、原告の被告への第3準備書面には被告の原告への反論はすべて争点を外れたものであること、原告への適格、出訴期日の質問は見当はずれの質問であるが、あえて答えるならば、として、原告は、裁判長に原告適格、出訴期日について、求釈明書で答えていると回答しており、被告は、裁判長から何か？と意見を求められたのであるが被告はありませんと答え原告の裁判長に対する主張に対し反論しておらず、被告が反論しないことは原告の第3準備書面に対する反論をしていないことであり、原告の訴えは正しいことを認めるものである。この重要な記録は調書に記載されていない。

以上述べたことから裁判長が判決で、原告が被告に原告適格、出訴期日について答えていないという主張は事実反しており、本件事案の概要5で述べてある通り、本件訴訟の要件を審査して問題ないと認め、訴訟開始の命令を原告に通告した裁判長自らの判断を判決で覆すもので、この裁判長の思考は正義に反し、公正、法理に反する判決は明らかに違法・違憲であり否決、棄却されるべきである。

9 結論

以上、本件訴訟に至る推移を見れば明らか通り、原告の訴訟物、行政事件訴訟は、受理する前提条件として事前審査があり、本件事案概要5で述べてある①原告適格②出訴期日について裁判長自ら原告らに対し求釈明を求める審査を行い、その審査の結果、原告らは訴訟要件を満たしていることを裁判長が認め、裁判開始の命令

(甲第17号証)を原告に下したのである。

然るに裁判長は、裁判を開始した直後に言を翻し、被告の原告の訴状への反論・答弁書において原告の適格に対する釈明要求に対する原告の返答がされていないという本件訴訟の争点を外れた理由で原告の訴えを却下したことは裁判の原則である公正中立に反するばかりか、事実反する裁判倫理、法を無視した判決は違憲判決であり、棄却すべき判決であります。

そもそも本件訴訟を受理する審査は裁判官が行うもので、被告に不服があれば、裁判官に異議を申し立てるのが道理である。

被告が原告の審査に疑問を持ったとしたら裁判開始の命令を裁判長から受けた時点で、裁判長に異議申し立てをするのが裁判・訴訟の原則である。

原告適格、出訴期日の審査は被告が行うものでなく、被告が原告適格について質問するのは裁判長にするのが道理である。

本来、訴訟の進行は、訴訟が開始された後は、被告は原告の訴えに法的根拠をもって反論するのが原則であり、本件訴訟において被告の答弁書を見ても正当な反論ができておらず被告は反証ができないために争点を外した原告適格を持ち出したものでこれは訴訟妨害にあたるものであり、本来は被告の反証に対し裁判長は注意を促すべきであるものを、裁判長は被告の争点を外した主張を擁護する争点を外れた原告適格、出訴期日の問題を取り上げ、原審訴訟の審議を行わず本件訴因以外の争点を外れた原告らの被告への出訴期日に対する返答がなかったなどという法理に反する理由をもつ

て本件訴訟を打ち切る判決は本件控訴理由 5 で述べてある裁判長自ら、原告適格の審判を覆す矛盾した非道な判決は、法理に反することは明白であり、違法・違憲であるので、原判決を破棄し、本件訴訟の再開を強く求めるものであります。

以上。

別紙、甲 1 7 号証添付